

障全協
2015年度
請願署名

障害者総合支援法の施行3年後の見直しにあたり

障害者総合支援法の第7条 (介護保険優先)の廃止等 を求める請願書



衆議院議長 殿

年 月 日

参議院議長 殿

請願団体 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F
TEL03-3207-5937 FAX03-3207-5938

請 願 人 住所

氏名

印

紹介議員

私たちの願いを国会へ

請願
趣旨

障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になった途端に、介護保険サービスに移行させられる問題が全国各地でうまれています。障害者総合支援法の第7条（介護保険優先）は、障害福祉サービスであっても、介護保険に「相当」「類似」するサービスは、介護保険での提供としています。このことによって、住民税非課税世帯であっても利用料徴収が強いられることとなります。

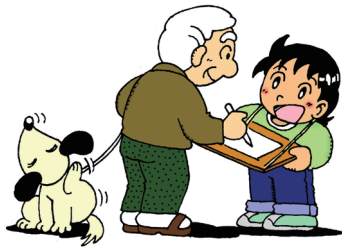
「なぜ、障害者が65歳になっても従来受けてきたサービスを継続できないのか」「なぜ、無料でサービスを受けていたのに、介護保険サービスの利用によって有料になるのか」など、障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分・格差の不合理な問題が、障害者・家族を混乱させ、サービスの打ち切りや利用時間の縮小、あらたな負担問題などをつくり出しています。

私たちは、こうした問題をなくすために、障害者総合支援法第7条を廃止し、障害者本人の選択によるサービス利用ができるよう願っています。このことは、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の『骨格提言』にある、「介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする」という提言と重なる願いです。

現在、障害者総合支援法の施行3年後の見直し作業がすすめられています。私たちは、この機会に介護保険優先とそれに伴う負担問題の改善を求めて、以下請願を致します。

請願項目

1. 障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。
2. 介護保険制度における保険料負担を大幅に減額するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。
3. 介護保険制度を利用する高齢障害者等が障害福祉サービスを使った場合の自治体に対する国負担金の減額(国庫負担基準額の減額規定)は、ただちに中止してください。



この署名は、国会に提出する以外に使用しません。

氏名	住所

募金
円
円
円
円
円

**障害者・家族の生活と権利を守る
国会請願署名にご協力ください。**